

専用利用団体 代表者様

札幌市スポーツ協会 <<施設名>>

札幌市有スポーツ施設のご利用にあたっての遵守事項等 について(新型コロナウイルス感染症対策)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、札幌市有施設を臨時休館しておりましたが、札幌市から5月30日に「スポーツ施設の利用再開に向けたガイドライン(指針)」通知があり、感染予防対策を施したうえで、段階的にスポーツ施設の開放を再開することとなりました。

つきましては、まず屋外施設の専用利用・一般開放(制限あり)と、屋内施設の専用利用を、下記の「施設利用者が遵守すべき事項」と「運動・スポーツを行う際の留意点」が守られる団体に対し、開放することといたします。

また、遵守事項等のほか施設管理者からの感染予防対策の指示がある場合は、その指示に従っていただくとともに、万一守られない場合や施設管理者の指示に従わない場合は、専用利用承認を取り消したり、途中退場を求めたりする場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、遵守事項等は現段階で得られている知見等に基づいていることから、今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえ、逐次見直すことがありますので、ご留意願います。

記

<開放施設の貸し出し条件>

■専用利用にあたっては、一件あたりの利用人数の上限を定めています。

・屋内施設 観覧席を使用する大会・イベントは、「収容率 50%」を上限とする。

また、観覧席を有していない施設はその施設へ直接お問い合わせください(施設により異なります)。

・屋外施設 「5,000 人以内で十分な間隔をとる」

※人数の上限は観客を含みます。観覧席の開放は、主催者が観客の氏名・連絡先等を把握し、遵守事項を守ることができる場合に限りです。

■更衣室・シャワー室・選手控室等、人が密集する可能性の高い部屋は人数制限をしています。

<専用利用時の遵守事項>

■専用団体(サークル含む)代表者は、当日の利用者(観客含む)全員の氏名、連絡先、健康状態等を取りまとめ、1ヶ月間保管すること。

■利用者(観客含む)が次の事項に該当する場合は、利用を見合わせる事

①体調が良くない場合

・発熱・咳・咽頭痛などの症状がある ・だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)がある

・嗅覚や味覚の異常がある ・体が重く感じる、疲れやすい

②新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある場合

③同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

④過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への

渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合

■ 当日入館する利用者に、次の遵守事項を伝えること。

- ① マスクを持参すること(受付・着替え等のスポーツを行っていない間、特に会話をする際にはマスクを着用すること。運動・スポーツ中のマスク着用は利用者の判断に委ねるが、特に外気を取り込みにくいN95などのマスクや、乳幼児の場合は、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることに留意すること。)
- ② こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を行うこと。
- ③ 他の利用者、施設管理スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること、
- ④ 利用中に大きな声で会話、応援をしないこと
- ⑤ 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、利用施設の職員へ速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- ⑥ 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置を遵守し、施設管理者の指示に従うこと
- ⑦ 施設利用前後のミーティングや懇談会等においても、短時間で済ませ三つの密を避けること

■ この他、各競技団体が種目の特性を考慮して示しているガイドラインがあれば、これに準じて、併せて感染予防対策を講じること。

<運動・スポーツを行う際の留意点>

■ 当日入館する利用者に、次の留意点を伝えること。

① 十分な距離の確保

運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から周囲の人となるべく距離(2m以上)を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）。強度の高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるためより一層距離を空けること。水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意すること。

② 位置取り

走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼吸の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること

③ その他

- ・ 運動・スポーツ中に、つばや痰をはくことは極力行わないこと
- ・ タオルの共有はしないこと
- ・ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること
- ・ 飲み切れなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと

以上、ご理解、ご協力をお願いいたします。